

令和 4 年 4 月 21 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2021

課題番号：16K03297

研究課題名（和文）行政代執行制度の実証的研究

研究課題名（英文）Empirical Study of Administrative Execution System

研究代表者

宇那木 正寛（UNAKI, Masahiro）

鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授

研究者番号：90747651

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、行政代執行制度が国民の生命財産を守るため、行政にとって極めて重要な制度であることを踏まえ、同制度のスムーズな運用にあたって、どのような課題が現実存在するかを、実際に実施された様々な行政分野における行政代執行の事例に対する実証的考察を通じて明らかにしたものである。また、本研究では、実証的考察の成果を踏まえ、同制度を適法かつ効果的に運用するために必要となる新たな方法論や解釈論も提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国の行政上の強制執行のシステムの通則法として、行政代執行法がある。同法は、行政上の強制執行において重要な法システムにあるにもかかわらず、日本国憲法下で昭和23年に制定され、それ以来一度の改正も行われていない。その上、戦前の行政権の強権的権限の発動への反省から非常に謙抑的システムとなっている。その結果、現在の多様な行政ニーズに対応できず、制度疲労を起している。そこで、本研究においては、行政代執行が実施される主要な行政分野における問題点や課題を明らかにしたうえで、今後の代執行に資する知見を提供するとともに、新たな行政代執行制度の構築に向けた議論の活発化に寄与するものである。

研究成果の概要（英文）： This study elucidates what kind of legal issues actually exist in the smooth implements of the system, based on the fact that the administrative execution system is an extremely important system for the protection of the people's life and property, through empirical consideration of the cases of administrative execution in various administrative fields actually implemented.

In this study, based on these results, we also presented new approach and theories necessary for the legitimate and effective operation of this system.

研究分野：行政法

キーワード：行政の義務履行確保 行政代執行法 略式代執行 当該行政庁 執行対象外物件 執行対象物件 代執行費用 即時執行費用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

行政手続法、情報公開法、個人情報保護法の制定、行政事件訴訟法、行政不服審査法の改正が行われるなど近年、国民の権利保護の観点から行政通則法における法領域での充実が図られてきた。

他方、行政上の義務の履行を確保し、国民の生命財産を守るための法システムについては、金銭債務の履行を求める国税徴収法を除くと、通則法として行政代執行法があるものの、同法は、制定後 70 年を経た現在まで一度も改正されていない。行政代執行法は、最も改正が急がれる行政法の基幹的領域における法律の 1 つである。

行政代執行法には、6 箇条しかしない。このため、手続上、必要と考えられる制定法上の定めが乏しく、行政庁は現実の執行に不安を抱え、代執行を躊躇する傾向にある。また、実際に執行された場合であっても、膨大な検討時間と緊張感をもって行われてきたものと推察される。

行政代執行が躊躇され、あるいは、遅延する結果、国民の生命・財産に対するリスクの度合いが高まるケースも少なくない。まちづくりの障害となる違法建築物の除却、危険な空家の修繕おや撤去、大量の産業廃棄物の不法投棄など現代的行政課題に迅速、かつ、的確に対応するため行政代執行制度の充実が望まれて久しい。総務省においては、「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」(小早川光郎座長)が設置され、平成 25 年 3 月に報告が公表されるなど本格的議論もなされつつある。しかし、学界に目を移すと、行政代執行の総合的かつ体系的な研究としては、広岡隆博士による『行政代執行法〔新版〕』(有斐閣、1981 年)など極めて限られたものとなっている。また、特に自治体からは、行政代執行の実施の際における疑問に応える研究が極めて乏しいといった学界に対する厳しい指摘もなされている。

### 2. 研究の目的

行政代執行は、現実の執行件数が少ないということもあるが、現実に行われた行政代執行においても事柄の性質上、その情報が行政サイドから積極的に提供されることはなかったため、現代の行政ニーズに応じた新たな代執行制度の構築に向けた本格的議論が活発化していないのが現状である。よって、新たな代執行制度の構築に向けた本格的議論を活発化させるためには、既に実施された行政代執行辞令に対する実証的分析が必要である。

そこで、本研究では、かつて岡山市の職員当時に大規模違法建築物除却の代執行等を行った自身の経験を踏まえ、行政代執行を実施した際に、いかなる問題点や課題が生じているのかについて、産業廃棄物行政、公物管理行政、まちづくり行政、生活環境行政など主要な行政分野ごとに明らかし、これに対応する新たな解釈論や具体的手法を提示することを目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究は、行政代執行を行った国や地方公共団体に赴き、代執行を担当した職員等に対するヒアリングなどを実施することにより行った。一口に行政代執行といっても、少量の一般廃棄物を撤去するだけの単純なものから、現実に人が占有している建物を強制的除却するといった専門かつ複雑なものまであり、各代執行における問題点、課題は様々である。そこで、都市計画法、建築基準法に基づく違法建築物に対する除却の代執行、空家対策条例や空家特措法に基づく特定空家等に対する除却の代執行、廃棄物法に基づいて行う不法投棄廃棄物の撤去の行政代執行、道路法、河川法、都市公園法に基づき行う機能障害原因物件の撤去の代執行、ごみ屋敷対策条例に基づくごみ撤去の行政代執行などの個別行政分野ごとに研究を行った。

### 4. 研究成果

研究の結果、代執行に伴う課題として次のような問題があることが明らかになった。すなわち(1)執行行為の実施に伴い必要となる執行対象外物件の保管、あるいは執行行為の終了に伴い必要となる執行対象物件の保管をどのような法的根拠に基づいて行うのかという問題、(2)滞納処分により費用徴収が可能な代執行費用の具体的な範囲の問題、(3)相続人不存在等の場合における代執行の問題などである。

(1)執行行為の実施に伴い必要となる執行対象外物件の保管、あるいは執行行為の終了に伴い必要となる執行対象物件の保管をどのような法的根拠に基づいて行うのかという問題

行政代執行研究における我が国の第一人者であった広岡隆博士は、昭和 56 年に発刊された『行政代執行法〔新版〕』において、法制定後 30 年の運用により行政代執行法の抽象的解釈論は明瞭にはなってきたが、細かな問題解決の法理論を一層緻密に構築しなければならないと私感を述べている。

かつて行政代執行は、抜かれることのない、あるいは、抜こうに抜けぬ伝家の宝刀などと揶揄されてきた。しかし、近年、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、過去に実施経験のない自治体が除却等の代執行を行う例が各地で増えるなどして、そうした状況は変わりつつある。空家代執行件数の増加に伴って、空家代執行における固有の課題だけではなく、行政代執行全般に共通する法的課題も明らかになってきた。これにより、そうした法的課題の解決に必要なとされる新たな知見の提供やこれまでの理論の再構築が必要な状況にある。

行政代執行法の定めるところにより執行される代執行の内容は一様ではなく、その法的課題も多様であるが、やはり、行政庁が代執行に当たって最も重視すべきは、公益実現と私有財産保護とのバランスの問題である。これに関連して、特定空家等（空家法2条2項）の除却代執行を行う際に、当該特定空家等に残置されている物件など直接の執行行為の対象ではない物件（以下「執行対象外物件」という）を財産保護の観点から、どのように取り扱うべきかという問題がある。また、道路法、河川法、港湾法などの公物管理法に反して放置されている物件など直接の執行対象となっている物件（以下「執行対象物件」という）についても執行行為完了後において、どのように扱うべきかという問題がある。

この点に関し、執行対象外物件については、代執行庁が執行行為を開始することにより、その占有を取得する執行対象外物件に対し信義則上の引渡義務を負うことに伴い、民法400条に準じて相当期間にわたり執行対象外物件の保管義務を負担すると解した。また、執行対象物件についても、執行対象外物件の場合と同様に執行行為完了後、信義則上、引渡義務を負うことに伴い、民法400条に準じて、相当期間にわたり、保管義務を負担すると解した。こうした保管義務を代執行庁が負うと解することは、憲法29条の精神にも適うものである。

このように、代執行庁が負担する保管義務は、私有財産における財産的価値の保全を目的とする特定の個人の財産に向けられた義務であって、国に対して負担する職務あるいは業務遂行における公法上の義務にとどまるものではない。保管義務のレベルは善管注意義務であり、相当期間経過後に消滅する。代執行庁が執行対象外物件及び執行対象物件について保管義務を負う相当期間とは、通常人を基準として当該物件の物理的状況、引取に必要な費用および労力などを考慮し、客観的に合理的であると認められる期間である。保管義務は、相手方が保管物件を引き取ることが客観的に可能な状況に至った相当期間経過日以後には、引渡義務とともに消滅する。なお、保管義務が消滅したのち、代執行費用徴収の観点から、引き続き、引き取られなかった執行対象外物件や執行対象物件を保管する場合には、他人の事務を行うについて義務なきことをその成立要件とする事務管理のスキームを利用することになる。

## （2）滞納処分により費用徴収が可能な代執行費用の具体的範囲の問題

代執行費用について、行政代執行法2条は、当該行政庁が「自ら義務者のなすべき行為をなし、または「第三者をしてこれをなさしめ」た場合において、その費用を当該義務者から徴収することができる」と規定する。これにより、代執行を民間事業者などの第三者に委託した場合はもちろんのこと、行政庁自らが実施した場合であっても、当該行政庁がその費用を一般の行政経費として負担することなく、相手方に請求することができる。

どのような範囲の費用を代執行費用とするかについて判断準則を定立することは容易ではないが、次のように定義した。すなわち、代執行費用とは、執行行為に直接の関連を有し、かつ、必要または有益な費用のうち、行政が法令などの定めにより自身で行うことが義務付けられている事務に要する費用を除いたものである。このうち、「執行行為に直接の関連性を有し、かつ、必要または有益な費用」とは、違法物件の除去や撤去など直接執行に要した費用のみならず、執行現場の警備費など執行に付随する行為についての費用を含む。また、「行政が法令などの定めにより自身で行うことを義務付けられている事務に要する費用」とは、措置命令や戒告、代執行令書、納付命令など代執行の実施に当たって法令上必要な行政手続に要した費用のほか、地方自治法234条の定めるところにより行う入札手続など代執行の事務を第三者に委託する契約を締結するために要した費用、同法234条の2第1項にしたがってなされる契約の履行確保のためになされる監督、検査などに要した費用なども含まれる。代執行費用に該当しない費用については、これを請求する法律上の根拠を有するものを除き、一般の行政経費で賄わざるを得ない。

代執行において特に実務上問題となるには、調査費用、職員給与、物品購入費等、物件保管費である。自説に沿って判断すると以下のようなものとなる。

### 調査費用

行政庁が自ら代執行を実施する、あるいは、行政庁が第三者をして代執行を実施するに当たって必要となる調査に係る費用は、「執行行為に直接の関連性を有し、かつ、必要または有益な費用」であるから代執行費用に該当する。加えて、代執行の実施に必要な調査だけではなく、代執行をより効率かつ安全に執行するための調査に要した費用も代執行費用に含まれる。

### 職員給与

行政庁自らが違法物件の除去や撤去などの執行行為を実施した場合における当該執行に従事した職員の給料、手当などの職員給与は、原則、「執行行為に直接の関連性を有し、かつ、必要または有益な費用」であることから代執行費用として請求しうる。ただし、通常の勤務時間内の対応に係る職員の給料については、代執行以外の業務にも従事することからその算出が技術的に困難である。このため、現実に請求しうるのは、時間外手当や特殊勤務手当といった執行行為との対応関係が明らかで、客観的資料に基づき具体的に費用が算出しうるものに限られよう。

他方、措置命令や戒告、代執行令書、納付命令の発出や受託業者に対する監督業務など代執行の実施に当たって法令上必要な手続業務に係る給与は、代執行費用には該当しない。

### 物品購入費等

行政庁が自ら代執行を実施するに当たって必要となった物品の購入費用は、「執行行為に直接の関連性を有し、かつ、必要または有益な費用」であるから、代執行費用に該当する。他方、同じく物品の購入に要した費用であっても、委託業者に対する監督、検査業務のためのものであれ

ば当該費用は、「法令上必要とされる事務のために要する費用」であり、代執行費用には該当しない。

#### 物件保管費用

行政庁が執行行為を開始したことに伴い生ずる執行対象外物件の保管義務に基づき、相当期間にわたり執行対象外物件を保管する行為については、義務者が法令に反し公共に危険をもたらしていることに起因して行われるものであり、かつ、相手方が事前の搬出等を拒否したために、私有財産保護の観点から、代執行庁が執行付随行為として行うものである。したがって、執行対象外物件の保管行為に要する費用は、「執行行為に直接の関連を有し、かつ、必要または有益な費用」であるから、代執行費用として請求しうる。

次に執行対象物件の保管行為については、執行対象外物件の場合とは異なり、既に執行行為が完了している物件に対するものであることから、これに要した費用は、執行行為に直接の関連性を有するものであるとまではいえない。しかし、執行対象物件の保管は、執行行為自体と強い関連性を有し、また、執行対象物件の保管義務の履行に要する費用は、公益実現のための費用として一般の私債権よりも優先的に徴収しうる代執行費用と解することが正義に適うものである。よって代執行費用に含まれると解した。

以上のように、執行対象外物件および執行対象物件の相当期間内における保管費用は、代執行費用として徴収することができる。なお、保管義務が消滅後、行政庁があえて民法所の事務管理により保管を行ったことに要した費用は、民事手続により回収することになる。このように執行対象（外）物件の保管費用についての徴収手続が二系統になることに対しては、徴収手続上、煩雑であるという批判がありうる。確かに多少煩雑にはなるが、相当期間内の保管費用を国税滞納処分の場合により先取特権をもって徴収しうるメリットは大きい。

### （３）相続人不存在等の場合における代執行の問題

空家特別措置法に基づく除却の対象となる特定空家等については、その性格上、相続人が不在で相続財産を構成する場合も少なくない。こうした特定空家等の除却については、「略式代執行」<sup>レ</sup>、「相続財産管理制度」<sup>ル</sup>、「相続財産管理制度＋通常代執行」<sup>ロ</sup>のいずれかによる対応が考えられる。

このうち、「略式代執行」により特定空家等の除却は、最も迅速な対応が可能であるが、特定空家等に大量に堆積している残置物件のうち廃棄処分が可能なものと保管すべきものとの判断を代執行庁自身で判断せざるを得ず保管行為に至った場合、その対応は容易ではない。また、略式代執行に要した費用は、優先権のない一般の私債権として徴収せざるを得ない。次に、「相続財産管理制度」の利用により特定空家等の除却についてであるが、この制度は、相続財産の清算手続を目的とするものであることから、行政庁に協力的な管理人が選任されればよいが、そうでない場合には、特定空家等の除却が遅れることも考えられる。

これらに対して、「相続財産管理制度＋通常代執行」による特定空家等の除却は、制度利用に当たって予納金の納付が必要となるが、何より、残置物件の対応について、相続財産管理人と協議して決定することができるというメリットがある。さらに、代執行費用は、相続財産の清算手続において他の私債権に優先して弁済を受けることができる（民 957 条 2 項により準用される 929 条）。

このように、相続人のあることが明らかではない場合であって、残置物件の保管などの対応が必要である認められるときには、執行までの期間および費用対効果を考慮したうえで、相続財産管理人を選任し、相続財産法人に対する通常代執行により特定空家等を除却することは、執行対象（外）物件の対応策として有効な選択肢の 1 つとなりえる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 480号
2. 論文標題 ごみ屋敷に対する行政代執行の課題と予防措置（下）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 90～94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 479号
2. 論文標題 ごみ屋敷に対する行政代執行の課題と予防措置（上）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 107～111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 471号
2. 論文標題 空家等除却代執行における残置物件等への対応と改正ガイドライン - 熊本市を例に（下）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 87～91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 470号
2. 論文標題 空家等除却代執行における残置物件等への対応と改正ガイドライン - 熊本市を例に（上）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 88～92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 458号
2. 論文標題 ごみ屋敷対策条例による行政代執行の課題（上）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 88～94頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 459号
2. 論文標題 ゴミ屋敷対策条例による行政代執行の課題（下）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 86～89頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 681
2. 論文標題 空家除却代執行をめぐる法的課題（1）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 56～62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 683
2. 論文標題 空家除却代執行をめぐる法的課題（2）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 62～66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 31号
2. 論文標題 行政代執行に伴う物件の保管	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 131 ~ 142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 95巻10号
2. 論文標題 行政代執行における執行対象(外)物件の保管等およびその費用請求の法的根拠(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 57 ~ 76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 95巻11号
2. 論文標題 行政代執行における執行対象(外)物件の保管等およびその費用請求の法的根拠(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 69 ~ 82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 95巻12号
2. 論文標題 行政代執行における執行対象(外)物件の保管等およびその費用請求の法的根拠(3)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 71 ~ 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 670号
2. 論文標題 水域管理三法による放置艇に対する代執行—その実務と課題（上）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 52、59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 672号
2. 論文標題 水域管理三法による放置艇に対する代執行—その実務と課題（下）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 62、64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 678号
2. 論文標題 港湾法に基づく略式代執行における制度及び運用をめぐる諸課題について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 58、63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 440号
2. 論文標題 土地収用法に基づく行政代執行の課題（上）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 103、108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 441号
2. 論文標題 土地収用法に基づく行政代執行の課題(下)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 90、94
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 423号
2. 論文標題 廃棄物処理法に基づく代執行 - 求められるノウハウと課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 87、94
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 431号
2. 論文標題 行政代執行法2条にいう「当該行政庁」の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 92、97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 409
2. 論文標題 急傾斜地法に基づく措置命令の緊急代執行(上)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 83、89
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇那木正寛	4. 巻 410
2. 論文標題 急傾斜地法に基づく措置命令の緊急代執行(下)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 判例地方自治	6. 最初と最後の頁 91、95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 宇那木正寛
2. 発表標題 空家除却の代執行と残存物件への対応
3. 学会等名 岡山行政法実務研究会(招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 宇那木正寛(単行本)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 第一法規株式会社	5. 総ページ数 303
3. 書名 実証 自治体行政代執行の手法とその効果	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------